

補助金調書

補助金名	福岡市病児・病後児デイケア事業普及定着促進費補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども健やか課 (TEL 711-4065)	
交付先	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 団体	市内において病児・病後児デイケア施設の整備を行う者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成しえる団体が限定されるもの」に該当するため。					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	13	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	病児・病後児デイケア施設の整備に係る経費の一部を補助することにより、病児・病後児保育施設の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	本事業については、福岡市病児・病後児デイケア事業の実施施設を増設することを目的としており、利用者数の状況によって増設の必要性が生じるため、補助の継続が必要である。 また、本要綱の補助対象者は、市全体の施設の配置状況を考慮したうえで、福岡市医師会に推薦を依頼し決定しており、その他の病児保育を実施している施設との公平性についても保たれていると判断できるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 病児・病後児デイケア事業を開始するにあたり必要となるもので、購入価格が税込1万円以上かつ耐用年数が概ね2年以上の備品購入費用 病児・病後児デイケア事業を開始するにあたり必要となる施設の改修費用 病児・病後児デイケア事業を開始するにあたり必要となる施設の賃貸借契約にかかる礼金及び賃借料。ただし、開設の前月分のみ。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	0	件	0	件	0
	4600 千円	0	千円	0	千円	0
前年度補助事業 の主な実施概要						
補助金交付 による効果	病児・病後児デイケア施設の整備に係る経費の一部を補助することにより、病児・病後児保育施設の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図る。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。